

令和5年度の医学部入学定員増について

- 厚生労働省が定める地域医療対策協議会運営指針の「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項」に基づき、協議を行うもの。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（令和2年11月25日付け通知）」を踏まえ、本県の令和4年度の臨時定員増は、令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知により、53名の増員が認められたところ。
- 令和5年度については、令和3年度に認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を行う必要があること、また、**国全体として、令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、増員申請を認めることとされている。**
- 本県としては、令和5年度について、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「令和5年度の暫定的な医学部入学定員等の増加の取扱いについて（令和4年3月22日付け通知）」を踏まえ、下記のとおり**6名増の59名分を申請することとしたい。**

なお、増員期間は、1年間（令和5年度のみ）とされている。

＜令和5年度における地域枠定員見込み＞

大学名	R4地域枠		R5地域枠		増減	
		うち臨時		うち臨時		うち臨時
筑波大学	36名	36名	36名	36名	—	—
東京医科大学	8名	5名	8名	5名	—	—
北里大学	4名	4名	4名	4名	—	—
昭和大学	4名	4名	4名	4名	—	—
順天堂大学	2名	2名	2名	2名	—	—
杏林大学	2名	—	2名	—	—	—
日本医科大学	2名	—	2名	—	—	—
帝京大学	1名	—	1名	—	—	—
東京医科歯科大学	2名	2名	5名	5名	+3	+3
日本大学	—	—	3名	3名	+3	+3
合計	61名	53名	67名	59名	+6	+6